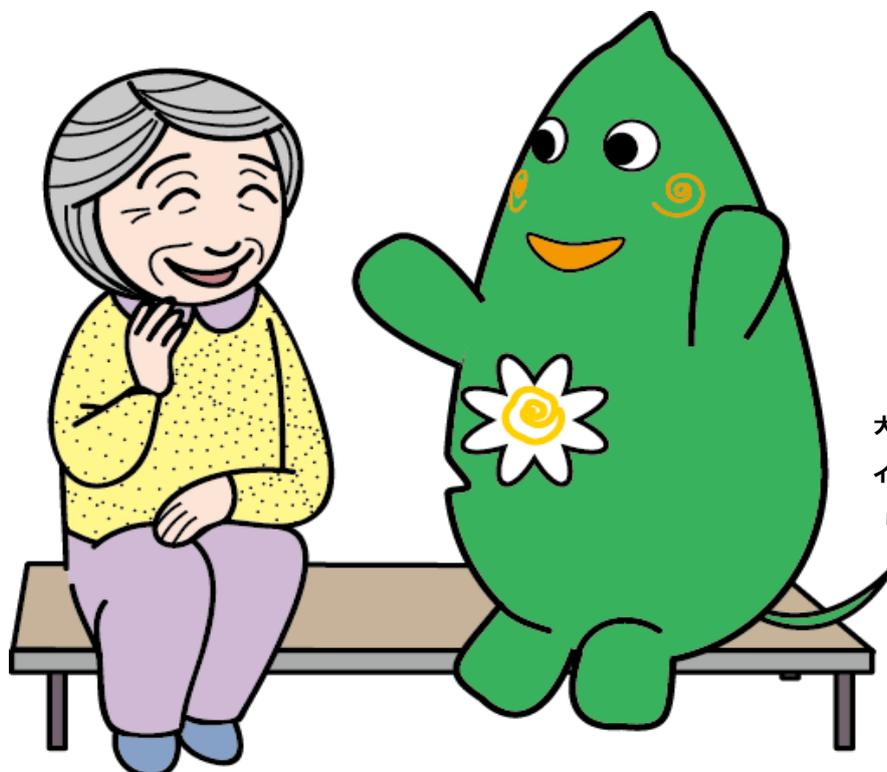


令和7年度

# まちぐるみ安全点検 報告書

～南林間三丁目区域（ゾーン30指定区域）～



大和市  
イベントキャラクター  
「ヤマトン」

大和市

## 令和7年度「まちぐるみ安全点検」目次

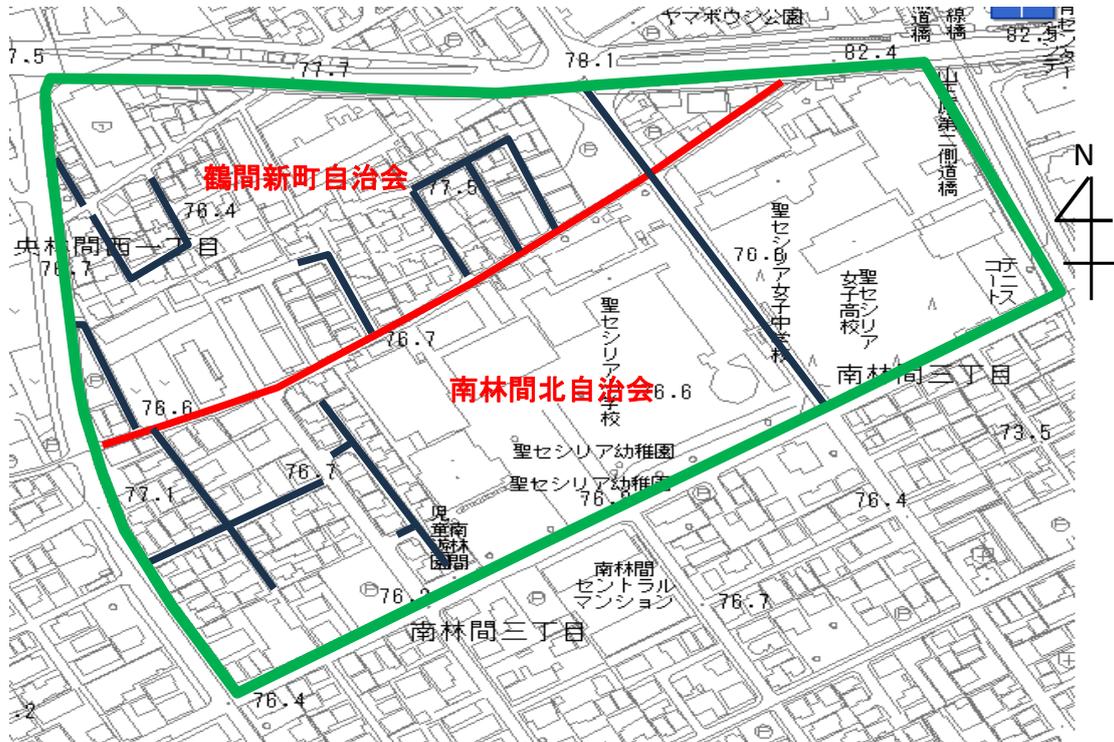
1. 令和7年度 まちぐるみ安全点検について . . . . . 1
2. 令和7年度 まちぐるみ安全点検「要望箇所図」 . . . . . 2
3. 令和7年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」 . . . . . 3
4. ゾーン30 についての認識調査結果 . . . . . 4
5. 管理者連絡先一覧 . . . . . 5

大和市  
イベントキャラクター  
「ヤマトン」

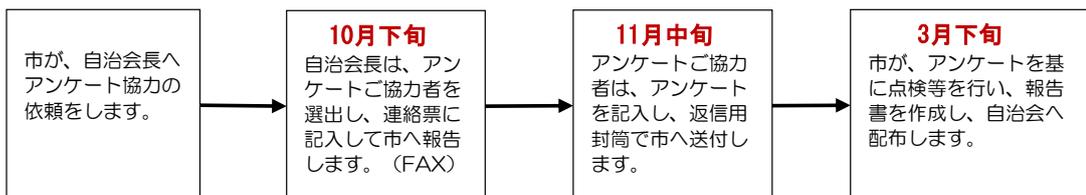


## 令和7年度 まちぐるみ安全点検について

本市では、交通安全、防犯対策を目的に、地域のご意見を伺い、点検を行い、改善策を示す、『まちぐるみ安全点検事業』を実施するにあたり、地域からのご意見を伺うために、アンケートを実施します。



2. アンケートの内容
  - ①ゾーン30に関わる意識調査
  - ②交通・防犯に関わる危険箇所等の抽出
3. アンケートのご協力者  
10名 各自治会につき3～5名
4. 対象自治会  
2自治会  
鶴間新町自治会、南林間北自治会
5. アンケートの流れ（実施時期）



令和7年度 まちぐるみ安全点検 「要望箇所図」  
・南林間三丁目地区（ゾーン30指定区域及び隣接地区）



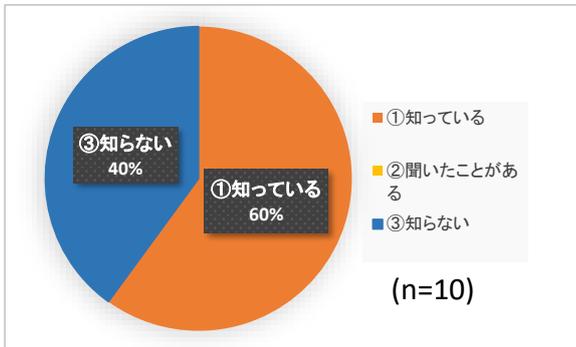
## 令和7年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」

No	場所	要望内容		市回答	
		現状・問題点	意見・改善策	市担当課	担当課回答
1	中央林間西一丁目2-5付近	歩道が狭く危険。	アパートの土地の一部提供。(新築時にセツトバックの指導をすれば良かった。)	道路整備課	道路を拡幅するための用地の取得は、相当な時間と費用を要するため、交通安全に関する注意喚起等の対策としてクリーンベルトの設置を行いました。
2	南林間三丁目8付近	自転車レーンが、途中から使えなくなっている。	4条通りの整備が進めば解決するのかもしれないが、時間がかかりすぎている。せめて交差点までは、レーンを延長してほしい。	道路整備課	南林間三丁目交差点南側の道路拡幅が未整備であるため、自転車走行時の安全な動線を確保するため、ガードレールを置いていきます。自転車は車道通行が原則ですが、通行の安全を確保するためにやむを得ない場合は、例外的に歩道を通行することができます。自転車で歩道を通行する際は、歩行者優先で気を付けて通行していただくようお願いいたします。
3-1	南林間三丁目	自転車で通ると車ぎりぎりで行きたくはないので、大変危険。	セリア側に協力を求め、道路(歩道)の拡張工事をしてほしい。	道路整備課	道路を拡幅するための用地の取得は、相当な時間と費用を要するため、交通安全に関する注意喚起等の対策としてクリーンベルトの設置を行いました。
3-2	南林間三丁目	歩道がなく、通行車両が多いため、歩行時や自転車時に危険を感じる。30km/hを超える速度で走行している様に見える。	免許取得時や更新時に「ゾーン30」をより深く周知させる。「ゾーン30」の標識や標示の巨大化、複数設置。	市民生活あんぜん課	いただきましたご意見につきましては、大和警察署にお伝えいたしました。ゾーン30につきましては、市のホームページでも引き続き周知を図ってまいります。
4	南林間三丁目9付近	小学生のいる家も多く、夕方になると見通しも悪く不安だと思ふ。	防犯カメラの設置や、外灯の増設。	市民生活あんぜん課	防犯カメラや防犯灯の具体的な設置希望箇所がございましたら、市民生活あんぜん課(046-260-5408)までご連絡をお願いいたします。
5	南林間三丁目	南林間地区は一方通行が多いこと、また、土地が平坦なためか、自転車利用が多く、自転車で一方通行を逆走する人も多く、一時停止等の標識がない(逆走の場合)ため、止まらず事故につながる。	①一方通行逆走禁止(道路標識を見やすく) ②子どもには家族からの法令遵守教育が必要である ③自転車免許の必要性あり(法令のみ)	市民生活あんぜん課	いただきましたご意見の①及び③につきましては、大和警察署にお伝えいたしました。 ②につきましては、小学生を対象とした自転車交通安全教室を実施し指導を行うほか、自転車安全利用講習会や街頭啓発キャンペーンなどを通して、家庭内での交通安全教育の実施を呼びかけてまいります。
対象外	中央林間西一丁目14-1付近	指定外方向進行禁止を守らない車両が散見される。	警官による巡回。(抑止効果)	市民生活あんぜん課	通学路のため、今回のまちぐるみ安全点検の対象外となりますが、いただきましたご意見は、担当課へお伝えいたしました。 ※通学路につきましては、「大和市通学路交通安全プログラム」で点検を実施しています。
対象外	中央林間西一丁目14-1付近	近所の家の庭木が電線にかかっているの、何とかしてほしい。		道路管理課	通学路のため、今回のまちぐるみ安全点検の対象外となりますが、いただきましたご意見は、担当課へお伝えし、地権者の方に対応していただきました。 ※通学路につきましては、「大和市通学路交通安全プログラム」で点検を実施しています。
対象外	中央林間西二丁目	抜け道となっていて、交通の量が多い。登校の時間帯は車も多く、スピードも出ているので、子どもたちの登校がとて危ない。	登校時間帯だけでも、車を走さない方がいい。なぜ危険箇所中央林間西二丁目が入っていないのかわからない。	市民生活あんぜん課	今回のまちぐるみ安全点検の対象エリア外となりますが、いただきましたご意見は、担当課へお伝えしました。
対象外	南林間三丁目9-11	南林間1条通りの裏道として使われていて、道幅も狭く、歩行者が結構あります。抜け道ということもあり、ゆっくり走る車もありますが、結構なスピードで通り過ぎていくこともあり、気付かないと怖いと感じることもあります。事故の話は聞いたことは聞いたことはありませんが、要注意だと思ふ。	道幅も狭いため、20km/h制限が適当だと思います。	市民生活あんぜん課	通学路のため、今回のまちぐるみ安全点検の対象外となりますが、いただきましたご意見は、担当課へお伝えしました。 ※通学路につきましては、「大和市通学路交通安全プログラム」で点検を実施しています。

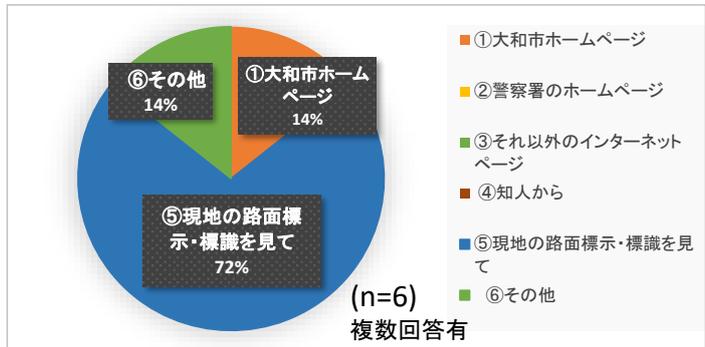
## ゾーン30についての認識調査結果

ゾーン30について、参加者の皆様（計10名）に認識調査を実施させていただきました。  
調査結果については、今後本市の事業を進める上で、参考とさせていただきます。

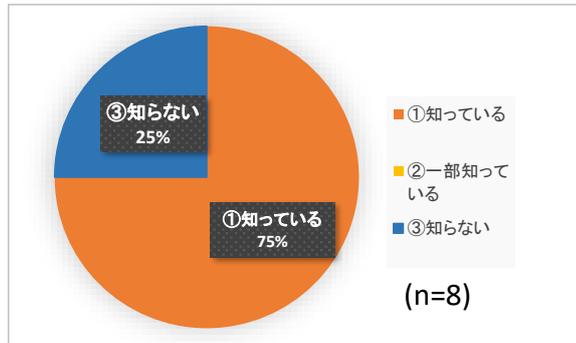
### （1）ゾーン30を知っていますか。



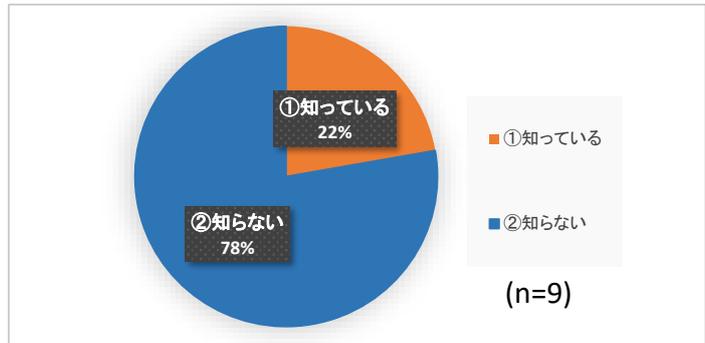
### （2）ゾーン30をどこで知りましたか。



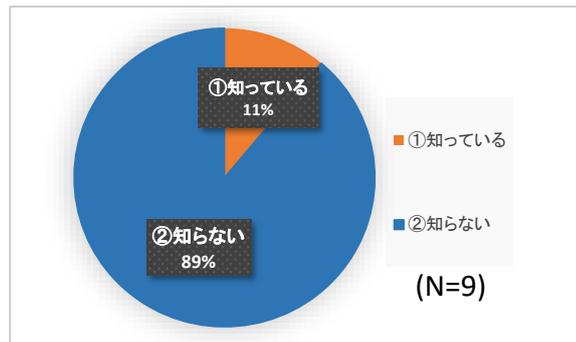
（3）ゾーン30の内容について知っていますか。  
内容：ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定め、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、ゾーン内の速度抑制や抜道利用の抑制を図るものです。



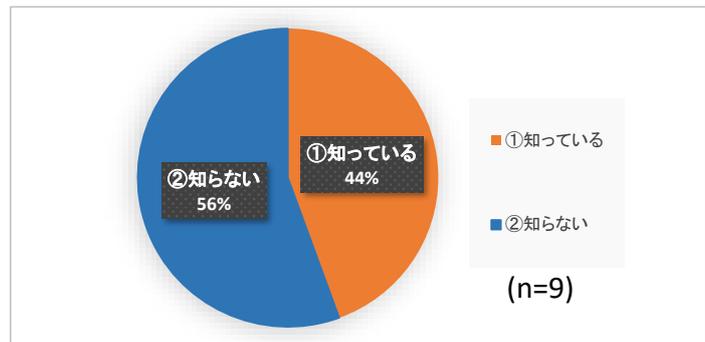
（4）自動車と歩行者が衝突した際、自動車の時速が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することを知っていますか。



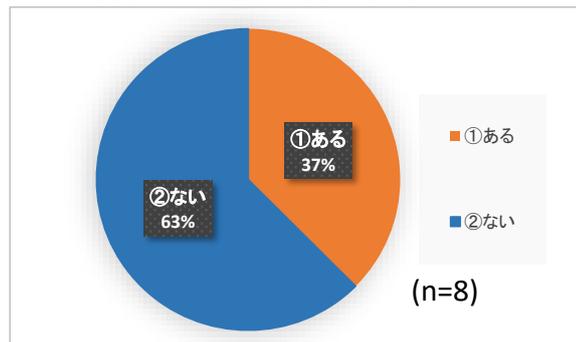
（5）大和市内には、ゾーン30指定地区が、11地区あることを知っていますか。



（6）お住いの地域（南林間三丁目区域）が、平成27年にゾーン30指定されたことを知っていますか。



（7）アンケート対象地域については、平成27年にゾーン30の指定がされました。ゾーン30の指定前後、交通安全上、変化があった箇所はありますか。



【 貴重なご意見をありがとうございました。 】

管理者連絡先一覧 ～こんな時には、どこに連絡？～

※詳しくは、各管理者にご連絡ください。

内 容		管 理 者		連 絡 先
市道	カーブミラー・道路照明灯の設置	大和市	道路整備課 道路整備係	046-260-5409
	外側線、スクールゾーン標示やカラー舗装の設置・補修			
	「スピード注意」「児童に注意」などの看板の設置		市民生活あんぜん課 交通安全・自転車対策係	046-260-5118
	カーブミラー・道路照明灯・看板・警戒標識の補修・清掃		道路管理課 維持補修係	046-260-5412
	道路や側溝の補修・清掃			
	街路樹の剪定			
	垣根（個人宅）の剪定の指導 ※道路へ樹木のはみ出しがある場合			
市内	公園灯・時計の設置	道路管理課 管理・許認可係	046-260-5404	
	公園の樹木の剪定・公園灯の補修・維持管理など	みどり公園課 公園整備係	046-260-5450	
	リサイクルステーションへの不法投棄の相談	みどり公園課 公園管理事務所	046-260-5780	
	自主防犯活動支援に関すること	環境管理センター資源循環推進課 資源リサイクル推進係	046-269-7343	
	防犯灯の補修・維持管理など ※設置に関しては、地域の自治会を通じてご要望ください。	市民生活あんぜん課 防犯対策強化推進係	046-260-5048	
県道	県道40号、45号、50号、56号、451号に関すること	神奈川県	神奈川県厚木土木事務所 東部センター	0467-79-2800（代表）
国道	国道467号に関すること	国土交通省	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004
	国道246号、大和厚木バイパスに関すること		相武国道事務所 八王子出張所	042-645-5562
指示標示（横断歩道、停止線など）・規制標示（駐車禁止など）・規制標識（一方通行、車両進入禁止など）の設置・補修	信号機の設置・補修	大和警察署	交通課 交通総務係	046-261-0110（代表）
	一方通行規制、時間帯侵入禁止の指定			
	不審者など防犯に関すること		生活安全課 防犯係	



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

令和8年3月発行 大和市 まちづくり部 まちづくり総務課  
大和市下鶴間一丁目1番1号 TEL 046-260-5444